相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市表一丁目一五〇番地五四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　織井　貞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　福島県福島市田沢字桜台三四番地の一二、事務所福島県福島市山下町二番八号　相続財産管理人　司法書士　芳賀　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市府所本町二二二番地一、最後の住所栃木県鹿沼市上野町一番地　被相続人　亡　大栗弥太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　栃木県宇都宮市桜一丁目一―三プレジール桜二―B　ヤマト綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　貝塚　美浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市西沢町九二〇番地、最後の住所栃木県鹿沼市西沢町九二〇番地二　被相続人　亡　落合　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　栃木県宇都宮市桜二丁目五番三三号池田ビル三階　溝邊法律事務所　相続財産管理人　弁護士　溝邊　岳秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市生出塚一丁目八四〇番地三九、最後の住所埼玉県鴻巣市生出塚一丁目三番二四号　被相続人　亡　石井　雅憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号　さいたま新都心法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市的場一丁目二五番地二六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古田ソメ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　埼玉県川越市新富町一―一八―六戸田本川越ビル四階　相続財産管理人　弁護士　小川　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区高島平一丁目五九番、最後の住所東京都板橋区高島平一丁目五九番一七号　被相続人　亡　田中　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　千葉県千葉市美浜区磯辺五丁目一〇番一―四一一号　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市東藤沢八丁目一五八番地、最後の住所神奈川県座間市ひばりが丘五丁目二五番二一―五〇三号ヌエボエスペランサ　被相続人　亡　瀬田　滋行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　川崎市川崎区榎町一番八号ニッコービル三階小山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉澤幸次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　横浜市南区永田山王台一六三七番地八、最後の住所横浜市南区永田山王台三四番二号　被相続人　亡　司茂　秀俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　横浜市中区尾上町一丁目四番地一関内ＳＴビル五階　相続財産管理人　弁護士　内嶋　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児郡御嵩町御嵩一四七九番地、最後の住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩六五八番地六　被相続人　亡　小栗　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　事務所岐阜県可児市広見一丁目一七番地大晃ビル二階平井治彦法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平井　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市大泉町三四番地五、最後の住所静岡県浜松市西浅田一丁目四番八―九〇二号　被相続人　亡　中村　盛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号浜松青色会館四階　鈴木孝裕法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　孝裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区元宮町四丁目八三番地八、最後の住所名古屋市天白区大坪二丁目七〇一番地第二八事苑　被相続人　亡　八木　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　名古屋市中区丸の内三丁目一八番二八号ＫＳビル六階弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　服部　千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県球磨郡山江村大字万江乙四六八番地、最後の住所愛知県半田市岩滑東町四丁目七番地の三森アパート一〇一号　被相続人　亡　平川　正臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十二日　愛知県半田市昭和町一―二九　九八。Ｆ五Ｃ　相続財産管理人　弁護士　棚瀬　誠

第60期決算公告

平成22年6月22日

水戸市笠原町1502番地
株式会社吉田石油
代表取締役社長　吉田光太郎

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,672,809	流動負債	3,128,810
固定資産	3,793,700	固定負債	260,279
		株主資本	3,077,420
		資本金	80,000
		資本剰余金	60,000
		利益剰余金	2,962,936
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	2,942,936
		（うち当期純利益）	(73,507)
		自己株式	△25,515
資産合計	6,466,509	負債・純資産合計	6,466,509